

R8 町道三珠中学校通線
道路改良工事（2 工区）
特 記 仕 様 書

令和 8 年 9 月

市川三郷町 建設課 公共土木係

特記仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

この特記仕様書は、町が発注する「R8 町道三珠中学校通線道路改良工事（2 工区）」に適用する。本工事の施工にあたり、市川三郷町建設工事約款に定める仕様書として、山梨県県土整備部土木工事共通仕様書を適用し、これに基づいて実施することとする。

第2条（事前協議）

着工前に監督員、所轄警察署、所轄消防署、可燃・不燃ごみ収集業者、及び必要に応じて他工事の請負者と事前協議を行い、工程並びに安全管理等の打合せを行うものとする。

なお、別途工事との関連により工程上の制約を受ける場合、及び本工事の施工にあたり関係機関等から施工に関する条件を付された場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第3条（工期）

工期は準備工、後片付けおよび雨天を考慮し契約日の翌日から令和9年3月19日までとする。

なお、休日には日曜日、祝日、年末年始、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。また、工期内完成が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

第2章 工事関係

第1条（工事箇所）

工事箇所については、監督員と現場立会いを行い、着手するものとする。また、立会いの結果、現設計により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

第2条（境界）

本工事着手前には、地権者との立会いを行い、官民の境界を確定し工事施工後も復元できるように対応するものとする。

第3条（仮BMの設置）

工事着手に先立ち、仮BMを設置する場合は、水準測量を実施し、その測量結果及び位置図を監督員に提出することとする。

第4条（丁張りの立会・確認）

本工事に着手後、丁張りをかけた段階で地権者との立会いを行うものとする。

第5条（地下埋設物）

上水道本管、下水道管が埋設されている場合は、生活環境課担当係との打ち合わせにより埋設深等を確認し、掘削時は、十分注意するものとする。

第6条（発生土処理）

本工事における建設発生土は、建設副産物処理基準〔4〕設計・積算・施工の3. 建設発生土の指定処分A(1)によるものとする。搬出先は以下のとおりとする。

搬出場所：中央市浅利 230-3（山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設建設予定地）

運搬距離：3.3km

第7条（排水位置の確認）

各家庭からの排水管等の縦横断排水管については、必ず所有者に埋設位置、深さ等を確認し作業を進めること。工事施工に支障が生じる場合は請負者の負担により撤去、切り回し、原形復旧をおこなうこと。

また、想定しない箇所に排水口等があった場合、その土地の所有者及び住民に確認するとともに、その施工方法について監督員と協議すること。

第8条（出入り口、進入路の施工の確認）

請負者は住宅の出入り箇所を施工する際は、その住民に十分な説明を行うこと。また、摺り付け等、現況と異なる場合は住民及び監督員とも十分協議する。なお、必要に応じ、臨時駐車場を設ける場合は請負者の負担において確保し、監督員に通知すること。

第9条（交通整理員）

本工事の施工には、交通整理員は配置しないものとする。ただし、現場状況等により必要と判断される場合においては、監督員と協議の上、専任の交通誘導員を配置し、通行の誘導・路面の補修に努めるものとし、交通及び保安上十分な措置を講じること。

第10条（安全・訓練等の実施状況報告）

安全・訓練等の実施状況は、工事報告（工事日誌）に記録し、工事完成時に書類と共に報告するものとする。

第11条（舗装版切断時に発生する濁水処理）

舗装版切断時に発生する濁水は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、原則として収集し処分業の許可を取得している中間処理施設等へ運搬し処分するものとする。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理し、監督員に提示するものとする。

現場条件等により濁水の収集が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

第3章 建設リサイクル・建設廃棄物関係

第1条（再生資材及び建設廃棄物の適正処理）

請負者は、山梨県土木部が定める「再生資材利用基準」（平成11年4月）に基づき再生資材を利用するものとする。

また、本工事により発生するコンクリート塊、アスファルト塊等の建設廃棄物は「廃棄物処理法」及び「建設副産物処理基準」に基づき、該当廃棄物の処分業の許可を取得している再生資源化施設へ搬出し適正に処分し、廃棄物管理表（マニフェストD票）の写しを完成

書類に添え、監督員に提出すること。なお、運搬に際しては過積載にならないよう徹底すること。

第2条（建設リサイクル法対象工事の届出にかかわる事項の説明）

本工事は、建設リサイクル法の対象工事であり、落札者は建設リサイクル法第12条に基づき、落札後配布される書面により契約担当者に契約前に説明を行うものとする。

第3条（再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出）

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-」により作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出し、1部（紙）を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

工事完成後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データをCD-R等により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

※この特記事項は『土木工事共通仕様書第1編共通偏第1章総則1-1-20 建設副産物第4項及び第6項』、『建設副産物処理基準[5]再生資源利用促進（計画・実施）書の提出』、および『再生資源利用基準[7]再生資源利用（計画・実施）書の提出』に代わるものとする。

第4章 休暇関係

第1条（週休2日適用工事について）

本工事は、週休2日適用工事として、月単位の週休2日により取り組むことを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休2日（土日）に取り組むこともできる。

週休2日の取り組みについては、施工計画書により提出すること。

取り扱いについては、令和7年5月1日から適用する「週休2日適用工事実施要領」及び「週休2日適用工事に要する費用の計上について」による。

第5章 その他

第1条（住民への周知徹底）

工事に先立ち、自治会及び近隣住民に対して十分な配慮を行い、工事看板の設置等により工事の周知徹底を図るものとする。

第2条（疑義）

この特記仕様書により難しい場合及び疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。

第3条（提出書類）

工事中、監督員に提出するすべての書類については、所定の様式（工事打合簿）により提出するものとする。